

## 介護保険における住宅改修の事前申請から支給決定までの流れ

① 被保険者が介護支援専門員等に相談する



② 被保険者が施工業者を選定し、被保険者・介護支援専門員等・施工業者で打合せ、見積りを行う



③ 保険者に住宅改修費の「事前申請書類」を提出する

### 【提出書類】

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ・ 住宅改修が必要な理由書
- ・ 工事費見積内訳書（着工前）…内訳が分かる見積書であれば様式は問いません
- ・ 日付入りの工事着工前写真（改修箇所ごとのもの）
- ・ 図面（施工前と施工後の比較ができるもの）
- ・ 商品のカタログのコピー（金額の分かるもの）
- ・ 住宅の所有者の承諾書（住宅所有者と住宅改修を利用する者が異なる場合）

※申請書には「受領委任払い用」と「償還払い用」があります。「石川県バリアフリー住宅改修事業者登録台帳」に記載されている事業者は「受領委任払い」となり、それ以外の事業者は「償還払い」となります。また、所得によっては被保険者が2割負担となる場合があります。

○「受領委任払い」・・・被保険者が1割を支払い、残りの9割を保険者が業者に支払う方法

○「償還払い」・・・被保険者が一旦全額を業者に支払い、その後負担した額の9割を保険者が利用者に支払う方法

※介護支援専門員等が必要書類を提出する



④ 提出された書類等により、保険給付として適当な改修か否かの確認を行う  
複雑な改修や規模の大きな改修などについては、市担当者が現場確認を行う



⑤ 審査を行った後に施工の可否を教示するとともに、提出された申請書等を返却する  
※返却が着工許可となる（審査には数日間かかる）





⑥ 完成後、被保険者は施工業者に工事代金の支払いを行う



⑦ 保険者に住宅改修費の「支給申請書類」を提出する

介護支援専門員等から「事前申請」の際に提出され、保険者が確認後に返却した書類に加え、下記必要書類を保険者へ提出

【提出書類】

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ・ 住宅改修に要した費用にかかる請求書と領収証（どちらも原本）
- ・ 工事費内訳書（着工後）…市指定の様式のもの
- ・ 日付入りの完成写真（改修箇所ごとのもの）

※介護支援専門員等が必要書類を提出する



⑧ 保険者が提出された書類等により、工事が適切に施工されたか否かの確認を行う  
諸経費などが過度に高額な場合などは、その内容について保険者が確認を行う



⑨ 保険者が審査を行い支給が必要と認められた場合は「支給決定」を行い、被保険者に通知するとともに指定口座に振り込む

※ここでのいう保険者は珠洲市のことであり、被保険者は住宅改修制度利用者のことです。

※「石川県バリアフリー住宅改修事業者登録台帳」に登載されていない施工業者については、取り付け前の部材写真の提出を求めることがあります。

※要支援者又は要介護者に該当しない方は、この制度を利用できません。